

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書の提出について

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年3月20日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか36名

〔自民党市議団，公明党市議団，
無所属(備前)，無所属(備前)〕

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，財務大臣，農林水産大臣 宛て

京都市会議長 名

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書

農業農村整備事業は、「食料・農業・農村基本法」に位置付けられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業である。

しかしながら、平成22年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど、現場のニーズに十分に応えられていない実態がある。

平成24年度から現政権下で、予算規模は回復してきているものの、いまだ平成21年度以前の水準には戻っていない状況である。

よって国におかれては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記の事項について最大限配慮するよう強く要望する。

記

- 1 これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう措置を講じること。
- 2 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な改修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう、事業予算を確保すること。
- 3 土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進、及び農村集落が持っている共同体機能をいかした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するために必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。